

グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドライン 新旧対照表

グリーン住宅ポイント制度 商品交換ガイドラインを2022年2月4日に改定いたします。改定内容は以下の通りです。

(黄網部分が改定箇所)

改定後 (2022年2月4日改定)	現 行
<p><u>第7条 (交換商品の発送と受領)</u></p> <p><略></p> <p>2 交換商品事業者は、大型配送商品および工事を伴う商品について納品依頼を受けた場合、速やかに申請者に連絡し、納品日を協議します。申請者は、交換商品事業者からの協議に応じ、第9条2項に定める交換商品事業者の最終の納品完了報告日以前の納品日を指定する義務を負います。</p> <p><略></p>	<p><u>第7条 (交換商品の発送と受領)</u></p> <p><略></p> <p>2 交換商品事業者は、大型配送商品および工事を伴う商品について納品依頼を受けた場合、速やかに申請者に連絡し、納品日を協議します。申請者は、交換商品事業者からの協議に応じ、令和4年3月15日以前の納品日を指定する義務を負います。</p> <p><略></p>
<p><u>第9条 (納品と納品完了報告)</u></p> <p><略></p> <p>2 交換商品事業者は、前項の規定に従って納品が行われた場合には、事務局の定めるところに基づき事務局に納品完了報告を行います。なお、納品完了報告は、原則として、前項に定める納品完了から10日後または令和4年3月15日 (最終の納品完了報告日) のいずれか早い方までに行うものとします。ただし、事務局が別途やむを得ない理由により最終の納品完了報告日に間に合わないと判断した場合は、この限りではありません。</p> <p><略></p>	<p><u>第9条 (納品と納品完了報告)</u></p> <p><略></p> <p>2 交換商品事業者は、前項の規定に従って納品が行われた場合には、事務局の定めるところに基づき事務局に納品完了報告を行います。なお、納品完了報告は、原則として、前項に定める納品完了から10日後または令和4年3月15日 (最終の納品完了報告日) のいずれか早い方までに行うものとします。</p> <p><略></p>

以上